

令和6年度 第2回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和6年11月13日(水) 午後1時～午後1時50分
2. 場 所 : 會津稽古堂 3階 研修室5・6
3. 議 事 : 報告案件
 - (1) 令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要
 - (2) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組について
 - (3) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組について

4. 委員会出席者(敬称略)

会 長	中澤 真	(議長)
副会長	平野 淳子	(議事録署名人)
委 員	五十嵐 公一	
委 員	江川 清	
委 員	渡邊 市雄	
委 員	鈴木 千秋	(議事録署名人)
委 員	安部 幸子	
委 員	小柴 誠	
委 員	山崎 雄一郎	
委 員	梅津 竜	
委 員	武藤 理恵子	

(以上17名中11名出席)

5. 事務局出席者

健康福祉部 部長	山口 勝彦
健康福祉部 副部長	長谷川 健一
健康福祉部 副部長兼健康増進課長	宮森 健一朗
国保年金課 課長	二瓶 睦
国保年金課 主幹	上田 裕司
国保年金課 副主幹	井上 雅文
国保年金課 副主幹	芳賀 智基
国保年金課 副主幹	大江 陽子
国保年金課 主査	塚原 奨
健康増進課 主幹	鵜川 利恵子
健康増進課 技査	大竹 康晴

＜議 事＞

会 長 議事に入る。初めに会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 鈴木 千秋委員、平野 淳子委員の2名を指名する。
それでは、報告案件(1)～(3)について事務局より一括して説明をお願いしたい。

事務局 報告案件(1)令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要について説明する。

1 被保険者数の状況について、年度平均の世帯数が15,353世帯で、前年度比3.42%の減、被保険者数が22,907人となり、前年度比で4.78%の減となっている。一世帯当たり約1.4人となっている。

2 決算の概要のうち、歳入について、国民健康保険税は前年度比40,769,106円の減となった。次に県支出金は、123,330,274円の減となった。これについては、いずれも被保険者数の減によるものである。歳入合計は11,310,530,779円となり、前年度比0.89%の減となっている。

歳出について、保険給付費は114,264,386円の減、国民健康保険事業費納付金は151,157,987円減少している。基金積立金は375,164,019円であり、令和4年度の差引額とほぼ同じである。令和4年度までは積立金に上限があり繰越金として措置していたものが、令和5年度に上限を撤廃したため積立金に充てることができた。歳出の合計が11,091,538,688円となり、歳入歳出差引額で218,992,091円の黒字となった。黒字となった主な要因としては、国民健康保険税の収納率が当初予算の見込みより上回ったことがある。(2)基準外繰入について、令和5年度においても、一般会計からの基準外繰入は行わなかった。(3)国民健康保険税の収納額について、被保険者数の減少により収納額が減少した。(4)保険給付費について、前年度決算との比較で114,264,386円の減となった。一方、一人当たりの医療費は前年度比で3.12%増加している。(5)国民健康保険事業運営安定化基金の残高について、令和5年度は661,352,000円の残高となっている。

次に、報告案件(2)第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組について、国保事業の健全化のために掲げた各項目の令和5年度の取組状況について説明する。

1 国保税の適正賦課と収納率向上の取組のうち、(1)国保税率の見直しの検討について、税率の改定は行わず据え置きとした。(2)国保税調定額、収納額、収納率について、調定額は前年度比約7,000万円の減、2.81%の減、収納額は前年度比約4,000万円の減、2.08%の減となっており、いずれも主な要因は被保険者数の減である。次に収納率について、現年度分の

収納率は目標 92.67%に対し 93.2%で、前年度比 0.27 ポイントの増となり目標を達成した。滞納繰越分は目標 20%に対し 18.55%、前年度比では 0.9 ポイントの増となった。収納率全体としては 72.49%となり、前年度比 0.54 ポイントの増となった。収納率の向上を図るため、次の取組を行った。①国保推進員の訪問等による納付勧奨、居住実態調査 ②口座振替、コンビニ納付、インターネット納付、スマートフォン決済アプリによる納付の推進 ③夜間・休日臨時窓口の開設 ④短期被保険者証・資格証明書の交付による納付相談機会の確保 ⑤財産調査の実施による担税力確認と滞納処分

2 医療費適正化への取組のうち、(1)レセプト点検、第三者行為求償・不当利得の回収について、合計約 6,200 万円を回収し、財政効果率は 0.82%となった。1%には達しなかったが、概ね維持している状況である。(2)重複・頻回等受診者への訪問指導について、同一月内に複数の医療機関を受診している被保険者に対し、保健師による保健指導を行った。対象者 8 人のうち連絡のついた 4 人に指導を実施した。

3 健康づくりへの取組、4 その他の取組については、後ほど報告案件(3)で説明する。

5 今後の取組のうち、(1)国保税収納率の向上について、より一層の収納率向上に向けて次の取組を行う。①納期内納付の推進 ②納付相談機会の充実 ③早期の財産調査による担税能力の把握と滞納処分の推進 (2)医療費の適正化等については、次の取組を行う。①特定健康診査や生活習慣病重症化予防を通じた健康づくりの実施 ②診療報酬明細書点検専門員による効率的な点検の実施 ③第三者求償や不当利得などの返還請求の着実な実施

次に、報告案件(3)会津若松市国民健康保険第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康診査等実施計画の取組について説明する。

1 特定健康診査について、健康課題である生活習慣病の発症や重症化予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、さらには、メタボリックシンドロームの減少のために令和 5 年度に実施した保健事業について、まず特定健康診査の状況について、集団健診及び施設健診を記載の通り実施した。その結果、法定受診率については昨年度と同率の 47.8%となった。受診率向上の取組として、①受診者へ提携店舗のサービス券や日帰り温泉入浴割引券を配布、②令和 2 年度から開始した受診歴等個別の事情に応じた受診勧奨通知を継続、③ 37 歳～39 歳の被保険者を対象とした「スマートフォン簡易検査」による特定健診受診の意識醸成に努めた。受診率の状況は、これらの取組などにより、コロナ前の水準まで上昇したが、目標値には届かなかった。男女別・年齢階層別では、依然として、女性より男性の受診率が低く、また、男女とも若い年代ほど受診率が低い傾向にある。

2 特定保健指導について、特定健康診査結果から一定の基準を超えた対象者に対し、保健師により支援をするものである。(1)取組状況について、特定保健指導の利用案内を送付し、対象者へのアプローチを100%行い、初回面接から継続的な支援を1年間かけて実施した。(2)法定実施率は、令和5年度は62.5%であり、有職者のため特定保健指導につながらないケースや面接後に途中中断するケースもあり、前年度より2ポイント下がったが、国の目標値である60%は継続して維持・達成している。

3 重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業について、特定健康診査の血圧、腎機能等の検査項目の結果に基づき、医療機関を受診する必要がある方を対象に、保健師による個別支援を実施した。また、新たな透析患者の減少を図るため「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し、リスクの高い人を対象に保健指導を継続して実施した。(1)個別支援にあたっては、面接・電話等で概ね1年をかけて関わってきた。(2)個別支援実施状況は、記載の表の通りで、いずれも前年度より実施者数を増やしている。(3)慢性腎臓病(CKD)のリスクの高い方に、予防のための講演会を複数回実施した。

4 その他の取組として、①全市民向けの健康づくりプロジェクト「會津LEAD」において、国民健康保険被保険者に対し啓発を行った。②がん検診を特定健康診査と一体的に行い、受診しやすい環境に取り組んだ。③重複・頻回受診者への適切な保健指導を行った。④「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を年6回送付した。

5 特定健康診査・特定保健指導・重症化予防事業等にかかる実施結果のうち、まず短期目標について、①特定保健指導対象者の減少率は、目標を達成した。②Ⅱ度高血圧以上の割合は、前年度より1.2ポイント増加し、全体として増加傾向にある。③脂質異常症の割合は、目標を達成した。④糖尿病有病者の割合は増加傾向にある。糖尿病治療継続者の割合は目標は達成できなかったが、計画策定時より増加傾向にある。⑤腎機能低下者の割合は、増加傾向にある。⑥50代男性受診者に占めるメタボ該当者の割合は増加傾向にある。⑦喫煙率は、計画策定時より増加し目標に達していない。⑧ジェネリック医薬品の普及率は、目標を達成している。

続いて、中長期目標の項目ごとの結果として、①年間新規透析患者数は、年度により増減があるものの、目標を達成した。②虚血性心疾患患者数の被保険者に占める割合は、年々減少し、目標を達成した。③脳血管疾患患者数の被保険者に占める割合は、年々減少し、目標を達成した。

6 今後の取組については、継続的な取組を通じ疾患の減少が極めて重要なため、昨年度新たに策定した第3期データヘルス計画にも同様の目的を掲げ取り組んでいく。①生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き特定健康診査受診率の向上に取り組む。②特定保健指導対象者が主体的に生活習慣の改善に取り組めるよう効果的な保健指導に努め

る。③高血圧、血糖等の項目に関する目標達成には、継続した取組が不可欠であるため、必要な保健指導を引き続き実施していく。④メタボリックシンドローム該当者の減少のため、生活習慣に関する啓発を継続していく。⑤新たな透析患者の減少のため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、医療機関受診のための個別支援や、糖尿病治療中の腎機能低下者に対する主治医と連携した栄養指導等を継続していく。

会 長 質疑に入る。質問、意見はあるか。

安部委員 埼玉県草加市では、若年性アルツハイマーの早期発見のため、健康診断の中に調査項目を設定していることを調べた。東京都内でも認知症の検査をしているとのことなので、会津若松市でも健康診断のときにそのような項目を入れてもらえないだろうか。定例会議における議員の認知症に対する質問の中で、市の取組として令和6年度からタブレット端末を利用しゲーム感覚で認知機能をチェックできる取組を行っているとの回答があったが、具体的にどのようなことか分からない。健康診断の中で、無料でなくてもよいので任意の項目で入れてほしい。

事務局 各保険者においては全国的な健康課題として生活習慣病の予防に努めていくことを目標にしている。まずは、生活習慣病の早期発見および重症化予防に重きを置いた健康づくりに取り組んでいくことが基本的な取組みとして設定されており、本市でもそれに基づいて実施している。

認知症の予防に関してさまざまな手法があり、また国から健康診断の方針・項目が設定されており、それに左右される部分もあるため、即断はできない。医療機関との調整もあることから検討させてほしい。

安部委員 タブレット端末を利用しゲーム感覚で認知機能をチェックできる取組とは、どういうものなのか。

事務局 各地区で行っている介護予防教室において、市でタブレットを持ち込み、「のう KNOW（のう・のう）」というアプリを使用してチェックする取組を今年度から初めている。

安部委員 それは介護予防教室に申し込まないとできないのか。

事務局 介護予防教室の申し込みについては担当所属が異なるため即答できないが、現時点では介護予防教室の参加者のみであり、市内の誰もができる状況ではない。しかしながら高齢福祉課の認知症予防の施策において、今後みんなができるように、例えばネットに繋いで誰でもチェックできるようにするなどの話し合いを進めており今後も検討していくが、現在は介護予防教室に参加した人のみである。

安部委員 介護予防教室はどこに申し込めば良いのか。

事務局 介護予防教室は地域包括支援センターごとに実施している取組なので、

- ご自身の地区の地域包括支援センターにまずは相談してほしい。
- 武藤委員 特定健康診査の受診率向上の取組の中に、37歳～39歳の被保険者を対象とした「スマートフォン簡易検査」とあるが、対象者にチラシ等を送ったのか、簡易検査をやった方の人数はどれくらいか。
- 事務局 対象者に文書で案内を送付した。その後、申込者へ検査キットを送付し、ご自身で採血したものを返送することで健康状態を調べるものである。先着50名とし、40名弱の申し込みがあった。
- 渡邊委員 泌尿器科の受診者数が非常に多く感じる。何かそうした疾患に対する予防策はないのか。
- 事務局 疾患等の早期発見のためにも、まずは健診を受診してほしい。かかりつけ医からも健診受診の呼びかけをしてもらえるよう医療機関と連携している。引き続き健診の受診率向上に努めていく。
- 梅津委員 「會津 LEAD」の対象年齢は何歳からか。
- 事務局 「會津 LEAD」自体は年齢の限定はしていないが、取組の1つである「健康づくり対抗プロジェクト」という自分の健康の目標に挑戦するものについては20歳から65歳までの年齢制限を設けている。周知的なものは全年齢を対象にやっている。
- 梅津委員 協会けんぽでは「健康教室」といって小学生を対象に学校の授業の時間を借りて生活習慣改善など健康づくりのための授業を実施しているが、今後、小学生を対象とした健康づくりなどの取組をする予定はあるか。
- 事務局 「健康づくり対抗プロジェクト」を学校を通して周知することはある。対象者は保護者になるが、子どもも一緒にイベントに参加することもある。また、食育の事業として、学校で肥満の心配がある場合や相談を希望する保護者に対し、栄養士が出向いて個別に相談対応する取組を行っている。
- 会長 国保の特定健診に関して、オプションで検査項目を追加する仕組みはあるか。
- 事務局 国保の特定健診としてはオプションで追加できる検査項目は設けていないが、市民を対象とした各種がん検診は対象年齢等であれば受診できる。毎年「各種健診のお知らせ」を市政だよりに挟んで周知しており、会社の健診を受ける機会が無い方を対象に実施している。
- 会 長 円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。